

東京都会計基準 改正項目一覧

下記10項目を改正し、平成29年度決算から適用(③のみ平成30年度から)。

		現行	改正後	貸借対照表		改正後	現行		
③ 残存価額の廃止 <small>30年度決算から</small>	(改正内容) (主旨・効果) 有形固定資産の残存価額を廃止し、備忘価額1円まで償却 ・企業会計に合わせる			I 流動資産	I 流動負債			(主旨・効果) (改正内容) 賞与本体(期末手当・勤勉手当)に加え、法定福利費(共済組合負担金)を引当対象に ・企業会計に合わせる ・法定福利費分も職務への対価であり、引当要件満たす	⑦ 賞与引当金の算定方法見直し
⑤ 船舶・航空機の分割 <small>建 港 教 警 消</small>	「船舶等」を船舶・航空機に区分して処理・表示 ・統一基準に合わせる ・もともと公有財産台帳上でも区分されている			II 固定資産	II 固定負債			引当額の計算単位を変更 ・特別職も引当対象に ・基準日を年度末に変更 ※各局の処理手続は変更なし	⑧ 退職給与引当金の算定方法見直し
④ インフラ資産の分割 <small>建 港 産 勞 オリ</small>	インフラ資産(有形固定資産)を建物・工作物・浮標等・土地の4つに区分 ・行政財産や普通財産の区分に合わせる ・統一基準を参考に整理			1 行政財産	正味財産			勤続年数別かつ任命権者別に(健全化法ベース) 任命権者別に引当額を算定	⑥ 投資損失引当金の新規引当
① ソフトウェアの資産計上	29年度以降に開発に着手する、開発総経費1億円以上の情報処理システムは、開発に係る委託料を資産計上して、5年で償却(残価ゼロ) ・企業会計に合わせる ・償却によって、ソフトの利用期間にわたり費用配分する			2 普通財産	賞与引当金			減損に至る前の注意喚起情報として導入 連結対象団体に対する投資については、減損に加え、実質価額等が30%低下した段階で引当処理	⑨ 地方消費税等の分割 <small>税のみ</small>
② 出捐金の資産計上	出捐時はすべて資産計上 出捐先団体で費消され、公有財産から減額する際に費用処理 ・統一基準に合わせる ・資産計上することで、台帳との照合が簡便になる			3 重要物品	賞与引当金			都を通り抜けるだけで、最終的に残らない額を明示 「地方税」を「都税」と「地方消費税(清算前)」に区分 「補助費等」を「地方消費税清算金」と「その他」に区分	⑩ 歳入歳出外現金の注記 <small>会計のみ</small>
				4 インフラ資産	退職給与引当金			消費税に係る収入・費用を区分 地方消費税に係る収支が不明	
				5 ソフトウェア				各会計合算財務諸表に注記 (記載なし)	
				6 リース資産					
				7 建設仮勘定					
				8 ソフトウェア仮勘定					
				9 投資その他の資産					
				有価証券					
				出資金及出捐金					
				投資損失引当金					